

公務員連絡会の御質問への回答

- ・ テレワークに伴う費用負担に関わって、「機器の貸与等の環境整備」とあるが、この場合の「機器等」について、PCを始めとする通信関係の機器の他に、想定できるものがあればご教示願いたい。
- 「機器の貸与等」とは、通信関係の機器の貸与のほか、例えば、テレワーク時の携帯電話による業務上の通話料を官が直接負担するサービス（通話アプリ等）の導入なども費用負担に係る措置として考えられます。
- ・ 「業務の必要に応じてその都度任期や勤務時間が設定されて任用されるという性格が強いパートタイム勤務職員については、フレックスタイム制になじまない」とあるが、任期付で採用されたフルタイムの職員あるいは障害者雇用された職員については、どのように考えられるか？
- 非常勤職員のフレックスタイム制について、パートタイム勤務職員の勤務時間は、各省各庁の長が1週間当たり38時間45分の4分の3を超えない範囲内で任意に定めることとされていることから、現行制度においても、業務の性質等に応じてフレックスタイム制と同様の勤務時間の定め方をすることが可能です。このため、最終報告骨子案の「パートタイム勤務職員については、フレックスタイム制はなじまないと考えられる」との記載は削除されました。